

| | | |
|-----------------|--|-------|
| <h1>名古屋市公報</h1> | 令和 3年12月22日 | 第133号 |
| | 発行所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人 | |

| 目次 | ページ |
|---|-----|
| 条 例 | |
| ○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第51号) | 5 |
| ○ 名古屋市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例 (健福・総務課) (第52号) | 6 |
| ○ 名古屋市保護施設条例の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第53号) | 8 |
| 規 則 | |
| ○ 市長代理順序規則の一部を改正する規則 (総務・行政改革推進室) (第99号) | 10 |
| 告 示 | |
| ○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴取 (住都・建築指導課) (第639号) | 11 |
| ○ 有料公園施設等の供用月日の変更について (緑土・東山総合公園管理課) (第640号) | 13 |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第641号) | 14 |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第642号) | 15 |
| ○ 告示の訂正について (環境・地域環境対策課) (第643号) | 16 |
| ○ 景観協定への加入 (住都・都市景観室) (第644号) | 17 |
| ○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について (健福・障害者支援課) (第645号) | 18 |
| ○ 指定一般相談支援事業者の指定について (健福・障害者支援課) (第646号) | 21 |
| ○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について (健福・障害者支援課) (第647号) | 22 |
| ○ 市議会の議決を経た予算の要領 (財政・財政課) (第648号) | 23 |
| ○ 副市長の任命について (総務・人事課) (第649号) | 36 |
| ○ 指定管理者の指定 (住都・住宅管理課) (第650号) | 37 |
| 達 | |
| ○ 名古屋市副市長担任意務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室) (第48号) | 38 |

| 公 告 | | |
|-------------------------------------|------------|----|
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 | (経済・地域商業課) | 40 |
| ○ 農業委員会総会の開催公告 | (農業委員会) | 44 |
| <hr/> | | |
| 雑 報 | | |
| ○ 特別職人事異動 | (監査・監査第一課) | 45 |
| <hr/> | | |

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第51号）
 - 1 改正内容
 - 出産育児一時金の額を変更します。（第 9条関係）
 - 2 施行期日等
 - (1) 令和 4年 1月 1日から施行します。
 - (2) この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例第 9条第 1項の規定は、令和 4年 1月 1日以後における出産から適用し、同日前における出産については、なお従前の例によることとします。

- 名古屋市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例（第52号）
 - 1 廃止内容
 - 名古屋市立緑市民病院を廃止します。
 - 2 関連条例の整理
 - (1) 名古屋市立病院条例（平成 3年名古屋市条例第64号）
廃止します。（附則第 3項関係）
 - (2) 名古屋市病院事業基金条例（平成25年名古屋市条例第27号）
廃止します。（附則第 3項関係）
 - (3) 予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例（平成22年名古屋市条例第49号）
病院事業の廃止に伴い、規定の整理を行います。（附則第 5項関係）
 - 3 施行期日
 - 令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市保護施設条例の一部を改正する条例（第53号）
 - 1 改正内容
 - 名古屋市厚生院（医療保護施設）の廃止に伴い、規定の整備を行います。
（第 1条から第 3条まで関係）
 - 2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 市長代理順序規則の一部を改正する規則

1 改正内容

副市長の変更に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 152条第 1 項の規定による市長の職務を代理する副市長の順序を変更します。（第 1 条関係）

2 施行期日

令和 3年12月16日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 名古屋市副市長担任意務規程の一部を改正する規程

1 改正内容

副市長の変更に伴い、副市長の担任する事務を変更します。（第 2条及び第 3条関係）

2 施行期日

令和 3年12月16日から施行します。

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3年12月16日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第51号

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第 9条第 1項中「 404,000円」を「 408,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4年 1月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例第 9条第 1項の規定は、令和 4年 1月 1日以後における出産から適用し、同日前における出産については、なお従前の例による。

名古屋市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 3年12月16日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第52号

名古屋市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例

名古屋市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第57号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に行われた病院事業の業務については、この条例による廃止前の名古屋市病院事業の設置等に関する条例第 5条及び第 7条から第 9条までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（名古屋市立病院条例等の廃止）

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 名古屋市立病院条例（平成 3年名古屋市条例第64号）

(2) 名古屋市病院事業基金条例（平成25年名古屋市条例第27号）

（名古屋市立病院条例の廃止に伴う経過措置）

4 施行日前の診療に係る前項の規定による廃止前の名古屋市立病院条例の規定による利用料金及び手数料については、なお従前の例による。

（予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例の一部改正）

5 予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例（平成22年名古屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「前条」を「前条第1号及び第2号」に改め、「（同条第3号に定める予算にあつては、病院事業に係るものに限る。）」を削り、同条第4項中「（病院事業に係るものを除く。）」を削る。

第5条第4項中「（病院事業に係るものを除く。）」を削る。

名古屋市保護施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3年12月16日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第53号

名古屋市保護施設条例の一部を改正する条例

名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第 1条の表中

「

| | | | |
|----------------|---------|-----------------|---|
| 医療保護施設 救護施設 | 名古屋市厚生院 | 名東区勢子坊二丁目1501番地 | を |
|----------------|---------|-----------------|---|

」

「

| | | | |
|------|---------|-----------------|---|
| 救護施設 | 名古屋市厚生院 | 名東区勢子坊二丁目1501番地 | に |
|------|---------|-----------------|---|

」

改める。

第 2条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第 1項中「（医療保護施設を除く。）」を削り、同条第 2項から第 4項までを削る。

第 3 条（見出しを含む。）中「使用料等」を「使用料」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の診療、短期入所療養介護又は介護療養施設サービスに係るこの条例による改正前の名古屋市保護施設条例の規定による使用料及び手数料については、なお従前の例による。

市長代理順序規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第99号

市長代理順序規則の一部を改正する規則

市長代理順序規則（昭和32年名古屋市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「(1) 名古屋市副市長 中田英雄 「(1) 名古屋市副市長 中田英雄
 (2) 名古屋市副市長 杉野みどり を (2) 名古屋市副市長 杉野みどり
 (3) 名古屋市副市長 廣澤一郎 」 (3) 名古屋市副市長 松雄俊憲 』
に改める。

附 則

この規則は、令和3年12月16日から施行する。

名古屋市告示第 639 号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第48条第15項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、同条第17項及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和 3 年12月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

名古屋市熱田区六野一丁目 2 番 9 号

トヨタモビリティパーツ株式会社 代表取締役社長 榊原 弘隆

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市守山区平池東 305 番、306 番、307 番、308 番、309 番、310 番、314 番 1 及び 314 番 2 の一部

3,320.25 平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

工 事 種 別 用途変更

主 要 用 途 店舗

構 造 鉄骨造

建 築 面 積 1,234.55 平方メートル

延 べ 面 積 1,985.00 平方メートル

最 高 の 高 さ 9.50 メートル

2 意見の聴取の事項

準住居地域内における作業場の床面積の合計が 150 平方メートルを超える

自動車修理工場への用途変更について

3 日時

令和4年1月6日（木） 午後1時30分

4 場所

名古屋市守山区大字下志段味字横堤1390番1

名古屋市志段味地区会館 第1集会室及び第2集会室

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 640号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2項及び第 3項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更します。

令和 3年12月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 公園及び有料公園施設等の名称

動植物園（一部区域に限る。）、展望塔、正門前駐車場、北園門前駐車場、植物園東駐車場、上池駐車場、星が丘駐車場、動物園西駐車場、緑橋下駐車場（東山公園）及び展望塔前駐車場（東山公園）

2 変更内容

令和 4年 1月 3日を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 641号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 3年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市中川区尾頭橋三丁目 617番の一部、 618番の一部及び 619番の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 642号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和2年名古屋市告示第 390号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 3年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域
名古屋市中川区露橋町32番 1の一部、32番 2の一部及び33番 3の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 643号

告示の訂正について

令和 3年名古屋市告示第 457号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について）の一部を次のとおり訂正します。

令和 3年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1の項中「高峯町 1番」を「高峯町 1番 1」に改めます。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 644 号

景観協定への加入

景観法（平成16年法律第 110 号）第87条第 2 項の規定により、次のとおり景観協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第83条第 3 項の規定により公告するとともに、景観協定を公衆の縦覧に供します。

令和 3 年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 景観協定地区の名称

那古野一丁目地区景観協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

| 新たに協定区域となった土地 | 協定区域となった日 |
|---------------------|---------------|
| 名古屋市西区那古野一丁目2611番 | 令和 3 年12月 3 日 |
| 名古屋市西区那古野一丁目3422番 1 | 令和 3 年12月 3 日 |
| 名古屋市西区那古野一丁目3423番 | 令和 3 年12月 3 日 |
| 名古屋市西区那古野一丁目3424番 | 令和 3 年12月 3 日 |
| 名古屋市西区那古野一丁目3425番 | 令和 3 年12月 3 日 |
| 名古屋市西区那古野一丁目3426番 | 令和 3 年12月 3 日 |

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室（名古屋市役所西庁舎 4 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室

名古屋市告示第 645号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

| 事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所（施設）の名称及び所在地 | サービス等の種類 | 事業所番号 | 指定年月日 |
|--|---|----------------|------------|-----------------|
| 合同会社H&N 名古屋市中川区富永三丁目 364番地の 1 | 訪問介護事業所N ライフサポート 名古屋市港区東茶屋一丁目 315番地 | 居宅介護 重度訪問介護 | 2311201079 | 令和 3年 12月 1日 |
| 株式会社HKマネジメント 名古屋市昭和区桜山町 2丁目48番地の 1 | SENSE 港楽 名古屋市港区港楽二丁目 5番 2号 | 就労継続支援 B型 | 2311201087 | 令和 3年 12月 1日 |
| 一般社団法人市民福祉ネット 名古屋市中川区一色新町三丁目1102番地の 2 | ワークプレイスまごころ 名古屋市港区七反野一丁目 602番地 | 就労継続支援 B型 | 2311201095 | 令和 3年 12月 1日 |
| 一般社団法人チャ | 彩樹高畑サテライ | 就労継続支援 | 2311301861 | 令和 3年 |

| | | | | |
|---|--|----------------|------------|-----------------|
| レンジ 名古屋市中区丸の内三丁目 7番 9号 | ト 名古屋市中川区高畑五丁目 180番地の 1 | B型 | | 12月 1日 |
| 株式会社ゆたか 愛知県東海市荒尾町木戸畑37番地の 8 | ゆたか 名古屋市中川区野田三丁目 236番地 | 就労継続支援 B型 | 2311301879 | 令和 3年 12月 1日 |
| 株式会社エナジー 一 名古屋市西区幅下一丁目10番27号 | グランエミシス中川下之一色 名古屋市中川区下之一色町字西ノ切61番地の 7 | 短期入所 | 2311301887 | 令和 3年 12月 1日 |
| | | 共同生活援助 | 2321300382 | 令和 3年 12月 1日 |
| 株式会社エフ・シー・エー 名古屋市東区代官町40番13号 | H i タウン新栄 名古屋市中区新栄二丁目 5番 1号 | 生活介護 | 2316101241 | 令和 3年 12月 1日 |
| 株式会社A I W A 名古屋市千種区内山三丁目13番12号 | A I W A訪問介護事業所 名古屋市天白区土原一丁目 325番地の 2 | 居宅介護 重度訪問介護 | 2316401468 | 令和 3年 12月 1日 |
| 株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ 東京都新宿区新宿四丁目 1番 6号 | ケアリッツ本山 名古屋市千種区松竹町 1丁目13番地 | 居宅介護 | 2317101307 | 令和 3年 12月 1日 |
| 一般社団法人和会 名古屋市昭和区広見町 6丁目63番地 | ヘルパーステーション古路 名古屋市千種区萱 | 居宅介護 重度訪問介護 | 2317101315 | 令和 3年 12月 1日 |

| | | | | |
|---|---|----------------|------------|-----------------|
| の 8 | 場二丁目 1番 2号 | | | |
| 有限会社優ケア 名古屋市東区相生 町93番地 | もあは一と訪問ラ イフケア 名古屋市東区相生 町93番地 | 同行援護 | 2317200646 | 令和 3年 12月 1日 |
| 株式会社やさしい 手 東京都目黒区大橋 二丁目24番 3号 | やさしい手楠巡回 訪問介護事業所 名古屋市北区楠五 丁目 424番地 | 居宅介護 重度訪問介護 | 2317301808 | 令和 3年 12月 1日 |
| 株式会社わかば 名古屋市守山区新 城 4番16号 | 訪問介護事業所咲 空（さくら） 名古屋市守山区新 城 4番16号 | 居宅介護 重度訪問介護 | 2317601975 | 令和 3年 12月 1日 |
| 合同会社ケアファ ーム星ヶ丘 名古屋市名東区名 東本通 5丁目21番 地の 1 | 就労継続支援B型 作業所ノエル 名古屋市名東区藤 里町1103番地 | 就労継続支援 B型 | 2318001613 | 令和 3年 12月 1日 |
| 一般社団法人でい すかばりー 名古屋市昭和区御 器所二丁目 1番 1 号 | グループホームロ ンド・ベル 名古屋市北区楠味 鏡五丁目2311番地 | 共同生活援助 | 2327300287 | 令和 3年 12月 1日 |
| 合同会社福祉家 名古屋市南区鳥栖 一丁目 1番19号 | ふくふく 名古屋市南区菊住 二丁目16番22号 | 共同生活援助 | 2328100199 | 令和 3年 12月 1日 |

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 646号

指定一般相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

| 事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所（施設）の名称及び所在地 | サービス等の種類 | 事業所番号 | 指定年月日 |
|------------------------------------|-------------------------------------|----------|------------|-----------------|
| 株式会社 I C S 名古屋 名古屋市東区泉二丁目27番14号 | アイビス名古屋相談支援センター 名古屋市東区泉二丁目27番14号 | 一般相談支援 | 2337200113 | 令和 3年 12月 1日 |

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 647号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

| 事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所（施設）の名称及び所在地 | サービス等の種類 | 事業所番号 | 廃止年月日 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|------------------------|------------|-----------------|
| 有限会社真晴 名古屋市北区喜惣治一丁目 296番地 | シンセイライフ 名古屋市北区喜惣治一丁目 296番地の 1 | 居宅介護 行動援護 | 2317300156 | 令和 3年 11月15日 |
| 合同会社ぬくもり 名古屋市中村区塩池町 2丁目14番 5号 | ぬくもりケアステーション 名古屋市北区平安二丁目11番39号 | 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 | 2317301683 | 令和 3年 11月30日 |
| I C C ・ I 株式会社 名古屋市熱田区三本松町16番 6号 | みるふいーゆ本郷 名古屋市名東区藤森二丁目 266番地 | 共同生活援助 | 2328000183 | 令和 3年 11月30日 |

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 648 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 3 年 12 月 8 日日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和 3 年12月16日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 令和 3 年度名古屋市一般会計補正予算（第11号）
- 2 令和 3 年度名古屋市一般会計補正予算（第12号）
- 3 令和 3 年度名古屋市一般会計補正予算（第13号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和3年度名古屋市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度名古屋市一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137,445千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,340,142,268千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

| 款 | 項 | 既提出の額 千円 | 補正額 千円 | 計 千円 |
|---------|-------|---------------|-----------|---------------|
| 9 国庫支出金 | | 244,496,975 | 117,150 | 244,614,125 |
| | 1 負担金 | 199,087,649 | 54,000 | 199,141,649 |
| 14 繰越金 | 2 補助金 | 44,654,689 | 63,150 | 44,717,839 |
| | 1 繰越金 | 1,166,583 | 20,295 | 1,186,878 |
| 歳入 | 合計 | 1,340,004,823 | 137,445 | 1,340,142,268 |

歳 出

| 款 | 項 | 既提出の額 千円 | 補正 額 千円 | 計 千円 |
|---------|-----------|---------------|---------------|---------------|
| 3 健康福祉費 | | 346,673,266 | 72,000 | 346,745,266 |
| | 1 社会福祉費 | 106,034,731 | 72,000 | 106,106,731 |
| 7 経済費 | | 104,128,218 | 2,295 | 104,130,513 |
| | 1 産業費 | 103,464,766 | 2,295 | 103,467,061 |
| 12 教育費 | | 62,487,654 | 63,150 | 62,550,804 |
| | 2 小学校費 | 15,078,873 | 39,500 | 15,118,373 |
| | 3 中学校費 | 8,079,327 | 17,550 | 8,096,877 |
| | 4 高等学校費 | 1,009,662 | 4,100 | 1,013,762 |
| 歳 出 | 6 特別支援学校費 | 966,431 | 2,000 | 968,431 |
| | 合 計 | 1,340,004,823 | 137,445 | 1,340,142,268 |

第2表 繰越明許費補正

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 千円 |
|-----------|-------------|-----------------------|-----------|-----------|
| 6 スポーツ市民費 | 2 区 役 所 費 | 中村区役所等複合庁舎周辺道路の無電柱化工事 | 40,000 | 40,000 |
| 8 観光文化交流費 | 1 観 光 交 流 費 | 観光客誘致促進事業 | 1,650,000 | 1,650,000 |
| | 3 名 古 屋 城 費 | 重要文化財等展示収蔵施設の整備 | 40,500 | 40,500 |
| 10 住宅都市費 | 1 都 市 計 画 費 | 総合都市交通体系調査 | 98,100 | 98,100 |
| | | 堀川における水上交通の活性化検討 | 12,000 | 12,000 |
| | | 笹島線（東側区間）の整備 | 640,872 | 640,872 |

第3表 債務負担行為補正

1 追加分

| 事 | 項 | 期 | 間 | 限 | 度 | 額 | 千円 |
|---|-------------|-------|---|---|---|-----------|----|
| | 地域経済活性化促進事業 | 令和4年度 | | | | 6,505,000 | |

2 変更分

| 事 | 項 | 補 | | 正 | | 前 | | 補 | | 正 | | 後 | |
|--------------------------------------|---|-------|---|---|---|---------|----|--------------------|---|---|---|---|---------|
| | | 期 | 間 | 限 | 度 | 額 | 千円 | 期 | 間 | 限 | 度 | 額 | 千円 |
| 中村区役所等複合庁舎周辺道路の無電柱化工事 (令和3年第1号議決) | | 令和4年度 | | | | 327,000 | | 令和4年度から 令和5年度まで | | | | | 327,000 |

令和3年度名古屋市一般会計補正予算（第12号）

令和3年度名古屋市一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,106,618千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,353,248,886千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

| 款 | 項 | 既提出の額 千円 | 補正額 千円 | 計 千円 |
|---------|-------|---------------|------------|---------------|
| 9 国庫支出金 | | 244,614,125 | 12,265,618 | 256,879,743 |
| | 1 負担金 | 199,141,649 | 6,839,607 | 205,981,256 |
| 10 県支出金 | 2 補助金 | 44,717,839 | 5,426,011 | 50,143,850 |
| | | 68,845,875 | 58,366 | 68,904,241 |
| 14 繰越金 | 2 補助金 | 16,526,585 | 58,366 | 16,584,951 |
| | 1 繰越金 | 1,186,878 | 782,634 | 1,969,512 |
| 歳入 | 合計 | 1,340,142,268 | 13,106,618 | 1,353,248,886 |

歳出

| 款 | 項 | 既提出の額 千円 | 補正額 千円 | 計 千円 |
|---------|-----------|---------------|------------|---------------|
| 3 健康福祉費 | | 346,745,266 | 13,060,138 | 359,805,404 |
| | 7 公衆衛生費 | 33,100,413 | 13,060,138 | 46,160,551 |
| 13 職員費 | | 274,857,121 | 46,480 | 274,903,601 |
| | 5 健康福祉職員費 | 24,451,955 | 46,480 | 24,498,435 |
| 歳出 | 合計 | 1,340,142,268 | 13,106,618 | 1,353,248,886 |

第2表 繰越明許費補正

| 款 | 項 | 事 | 業 | 名 | 金 | 額 | 千円 |
|--------|--------|-----------|--------|----|---|-----------|----|
| 3 健康福祉 | 7 公衆衛生 | 新型コロナウイルス | ワクチン接種 | 事業 | | 8,370,000 | |

令和3年度名古屋市一般会計補正予算（第13号）

令和3年度名古屋市一般会計の補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59,410,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,412,658,886千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

| 款 | 項 | 既提出の額 千円 | 補正額 千円 | 計 千円 |
|---------|-------|---------------|------------|---------------|
| 9 国庫支出金 | | 256,879,743 | 59,234,250 | 316,113,993 |
| | 1 負担金 | 205,981,256 | 14,250 | 205,995,506 |
| 14 繰越金 | 2 補助金 | 50,143,850 | 59,220,000 | 109,363,850 |
| | 1 繰越金 | 1,969,512 | 175,750 | 2,145,262 |
| 歳入 | 合計 | 1,353,248,886 | 59,410,000 | 1,412,658,886 |

歳 出

| 款 | 項 | 既 提 出 の 額 千 円 | 補 正 額 千 円 | 計 千 円 |
|----------------|-----------------|---------------|------------|---------------|
| 3 健 康 福 祉 費 | | 359,805,404 | 27,824,300 | 387,629,704 |
| | 1 社 会 福 祉 費 | 106,106,731 | 27,824,300 | 133,931,031 |
| 4 子 ども 青 少 年 費 | | 169,558,137 | 31,413,000 | 200,971,137 |
| | 1 子 ども 青 少 年 費 | 169,558,137 | 31,413,000 | 200,971,137 |
| 7 経 済 費 | | 104,130,513 | 171,000 | 104,301,513 |
| | 1 産 業 費 | 103,467,061 | 171,000 | 103,638,061 |
| 13 職 員 費 | | 274,903,601 | 1,700 | 274,905,301 |
| | 5 健 康 福 祉 職 員 費 | 24,498,435 | 1,700 | 24,500,135 |
| 歳 出 | 合 計 | 1,353,248,886 | 59,410,000 | 1,412,658,886 |

第2表 繰越明許費補正

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 千円 |
|---|---------|---------|---------------|------------|
| 4 | 子ども青少年費 | 子ども青少年費 | 子育て世帯臨時特別給付事業 | 16,104,000 |

名古屋市告示第 649 号

副市長の任命について

令和 3 年12月16日本市副市長に次の者を任命しました。

令和 3 年12月16日

名古屋市長 河 村 たかし

松 雄 俊 憲

名古屋市総務局職員部人事課

名古屋市告示第 650 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 3 年 12 月 17 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

| 施設の名称 | 指定の相手方 |
|---|--|
| 名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第 2 条に規定する改良住宅、コミュニティ住宅及び更新住宅並びにこれらの住宅に付随する共同施設 | 名古屋市西区浄心一丁目 1 番 6 号 名古屋市住宅供給公社 理事長 中 野 克 巳 |
| 名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第46号）第 2 条に規定する定住促進住宅及び当該住宅に付随する共同施設 | 名古屋市西区浄心一丁目 1 番 6 号 名古屋市住宅供給公社 理事長 中 野 克 巳 |

2 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市達第48号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

名古屋市副市長担任意務規程（平成19年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>（担任意務）</p> <p>第2条 副市長は、次の区分により事務を担当する。</p> <p>中田副市長</p> <p>（略）</p> <p>住宅都市局</p> <p><u>緑政土木局</u></p> <p><u>上下水道局</u></p> <p>（略）</p> <p>杉野副市長</p> <p>（略）</p> <p>健康福祉局</p> <p><u>交 通 局</u></p> <p><u>廣澤副市長</u></p> <p>観光文化交流局</p> <p><u>子ども青少年局</u></p> <p>（略）</p> | <p>（担任意務）</p> <p>第2条 副市長は、次の区分により事務を担当する。</p> <p>中田副市長</p> <p>（略）</p> <p>住宅都市局</p> <p>（略）</p> <p>杉野副市長</p> <p>（略）</p> <p>健康福祉局</p> <p><u>子ども青少年局</u></p> <p><u>松雄副市長</u></p> <p>観光文化交流局</p> <p><u>緑政土木局</u></p> <p><u>上下水道局</u></p> <p><u>交 通 局</u></p> <p>（略）</p> |

第3条 前条の規定にかかわらず、防災危機管理に関する事務及びまちづくりに関する事務は中田副市長が、子ども及び親の支援に関する事務、女性の活躍推進に関する事務並びに市民生活に関する事務は杉野副市長が、子ども及び親の支援に関する事務、観光、文化、経済及びまちづくりに関する事務のうち市長が指定する事務並びにデジタルトランスフォーメーションの推進に関する事務は廣澤副市長が担任する。

2 (略)

第3条 前条の規定にかかわらず、防災危機管理に関する事務は中田副市長が、子ども及び親の支援に関する事務並びに女性の活躍推進に関する事務は杉野副市長が、子ども及び親の支援に関する事務は松雄副市長が担任する。

2 (略)

附 則

この達は、令和3年12月16日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年12月13日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

栄ビル

名古屋市中区栄三丁目 401番 ほか 8筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| No. | 変更前 | | | 変更後 | | | 変更年月日 |
|-----|--------|--------|----|------------------|----------------|---------------------|-----------|
| | 氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 住所 | 氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 住所 | |
| 1 | — | — | — | 株)A O K I | 代表取締役 上田 雄久 | 横浜市都筑区葛が谷6番56号 | 令和3年4月2日 |
| 2 | — | — | — | 有)M A S A | 代表取締役 伊藤 昌弘 | 愛知県東海市荒尾町山王前20番地 | 令和2年11月1日 |
| 3 | — | — | — | 株)ファクトリージャパングループ | 代表取締役 村田 尋一 | 東京都千代田区神田須田町1番9 | 令和3年3月24日 |
| 4 | — | — | — | 株)e v e r y | 代表取締役 藤本 昭 | 相模原市中央区鹿沼台一丁目15番19号 | 令和3年4月29日 |

| | | | | | | | |
|----|---------------------------|-------------------------|--------------------------------|---------------|---------------------|---------------------------------|------------------------|
| 5 | — | — | — | (株)グラヴィス | 代表取締役 野村 恭正 | 名古屋市 中区栄三丁目 11番31号 | 令和 2年 12月 1日 |
| 6 | — | — | — | (有)こめっと さん | 代表取締役 野村 美保 子 | 名古屋市西 区則武新町 三丁目1番 63号 | 令和 3年 2月 1日 |
| 7 | — | — | — | 岡田 恒良 | — | 愛知県一宮 市玉野字東 瀬古2050番 地1 | 令和 3年 2月 1日 |
| 8 | — | — | — | (株)名鉄生活 創研 | 代表取締役 足立 洋平 | 名古屋市 中区栄三丁目 18番1号 | 令和 3年 11月 26日 |
| 9 | — | — | — | 美辺 章臣 | — | 名古屋市東 区泉一丁目 22番35号 | 令和 3年 3月 31日 |
| 10 | (株)しまむら | 代表取締役 野中 正人 | さいたま市 北区宮原町 二丁目19番 地4 | — | — | — | 令和 3年 8月 15日 |
| 11 | (株)トレセン テ | 代表取締役 三好 秀樹 | 東京都中央 区新川2丁 目15番11号 | — | — | — | 令和 3年 3月 31日 |
| 12 | (株)fitfit | 代表取締役 林 恵子 | 東京都世田 谷区用賀四 丁目10番1 号 | — | — | — | 令和 2年 11月 15日 |
| 13 | エディー・ パウアー・ ジャパン(株) | 代表取締役 マティアス ・エンゲル | 東京都世田 谷区若林一 丁目18番10 号 | — | — | — | 令和 3年 8月 15日 |
| 14 | (株)ノンスト レス | 代表取締役 坂野 尚子 | 東京都渋谷 区広尾一丁 目3番1号 | — | — | — | 令和 2年 8月 31日 |
| 15 | (有)アルファ ースリー | 代表取締役 上原 未子 | 東京都目黒 区上目黒三 丁目2番2 号 | — | — | — | 令和 2年 11月 3日 |
| 16 | 脇田 文夫 | — | 名古屋市 中区栄二丁目 12番22号 | — | — | — | 令和 3年 10月 20日 |

| | | | | | | | |
|----|-----------------|----------------|-----------------------|--------------|----------------|----------------------|------------|
| 17 | 美辺 仙子 | — | 名古屋市昭和区安田通1丁目7番地 | — | — | — | 令和3年3月30日 |
| 18 | (株)ディーエイチシー | 代表取締役 高橋 芳枝 | 東京都港区南麻布二丁目7番1号 | 変更なし | 代表取締役 吉田 嘉明 | 変更なし | 令和3年3月31日 |
| 19 | (株)スタイルフォース | 代表取締役 渡邊 智則 | 神戸市中央区港島中町六丁目8番1号 | 変更なし | 代表取締役 飯高 宏 | 変更なし | 令和3年3月31日 |
| 20 | (株)ゾフ | 代表取締役 上野 照博 | 東京都港区北青山三丁目6番1号 | 変更なし | 代表取締役 上野 博史 | 変更なし | 令和3年3月31日 |
| 21 | (株)ハニーズホールディングス | 代表取締役 江尻 義久 | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1号 | 変更なし | 代表取締役 江尻 英介 | 変更なし | 令和3年3月31日 |
| 22 | (株)スレッド | 代表取締役 加藤 洋司 | 愛知県日進市赤池二丁目804番地 | 変更なし | 変更なし | 名古屋市中央区千代田五丁目7番15号 | 令和2年10月31日 |
| 23 | (株)メガネスーパー | 代表取締役 星崎 尚彦 | 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号 | (株)VHリアルサービス | 変更なし | 東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号 | 令和2年11月1日 |

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 9までの小売業者については、入店のため
- (2) No.10からNo.17までの小売業者については、退店のため
- (3) No.18からNo.21の小売業者については、代表者変更のため
- (4) No.22の小売業者については、住所変更のため
- (5) No.23の小売業者については、名称及び住所変更のため

5 届出の日

令和 3年11月29日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年12月13日から令和 4年 4月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 4月13日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 3年12月16日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 3年12月20日（月）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第80号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第81号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第82号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第83号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第84号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第85号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

第86号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第87号議案 農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

第88号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

第89号議案 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の確認について

名古屋市農業委員会事務局農政課

特別職人事異動

令和3年12月11日付

| | | |
|--------|--|---------|
| 監査委員再任 | | 小 川 令 持 |
|--------|--|---------|